



TIB におけるものづくりスタートアップ等支援
プロジェクト実施事業者 公募要項

令和 6 年 2 月

東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部スタートアップ推進課

1. 目的

東京都（以下「都」という。）は、2022 年 11 月に策定したスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、東京発ユニコーン数を 5 年で 10 倍、東京の起業数を 5 年で 10 倍、都とスタートアップとの協働プロジェクト実践数を 5 年で 10 倍を目指す「未来を切り拓く 10×10×10 のイノベーションビジョン」を掲げている。その実現のために、現在、国内外からスタートアップやその支援者が集まり、交流する一大拠点 Tokyo Innovation Base（以下「TIB」という。HP 参照）の構築を進めている。TIB は、世界中のイノベーションの結節点を目指し、多様な人々がつながり、革新的なアイデアやテクノロジーで社会を前進させる挑戦者を生み出す場として、2023 年 11 月よりプレオープンし、2024 年 5 月にグランドオープンする（予定）。

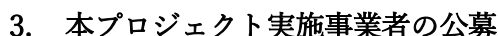
TIB で挑戦者とそれを応援する人をつなげる（Collaboration）取組として、行政や大手企業、大学など、様々なプレイヤーとスタートアップとの協業を推進する。その一つとして、TIB（別紙 1 参照）を、プロトタイプの製作やプロダクトの試作、3Dprinting 等のデジタルファブリケーションによる実証フィールド（以下「FAB」という。）とし、ものづくりスタートアップやものづくりで起業したい学生や個人等（以下「ものづくりスタートアップ等」という。）がニーズに応じたサポートを受けることができるとともに、数多くの協業を生み出すプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）を実施する。

これにより TIB が、ものづくりスタートアップ等の成長を支援する場となるとともに、エコシステムプレイヤーとものづくりスタートアップ等がつながり、ネットワーク拡大の場となることで連携や協業を促すことを目的とする。

2. 事業概要

- （1） 都が本プロジェクト実施事業者（共同事業体も可） 1 者を公募・採択し、協定を締結する。
- （2） 採択にあたっては、外部有識者を含む選定委員会により審査を行う。
- （3） 本プロジェクト実施事業者は、ものづくりスタートアップ等のニーズに応じたサポートを提供するとともに、TIB をネットワーク拡大の場とすることで、ものづくりスタートアップ等の育成及びエコシステムプレイヤーとものづくりスタートアップ等の協業を促す。
- （4） 本プロジェクト実施事業者に応募する者は、応募時に協定金見積額の作成及び KPI（ものづくりスタートアップ等の育成・協業分）を設定し、全体運営、設え・装飾については実費相当、KPI 設定業務についてはその達成度合いに応じて、都から協定金の支払いを受ける。
- （5） 協定金は、全体運営、設え・装飾については東京都による実費額の精査により、また、KPI 設定業務については外部有識者を含む KPI 評価委員会における達成状況等

【事業スキーム図】



本プロジェクト実施事業者(以下「事業者」という。)は、TIB という場を活かしても
ものづくりスタートアップ等の育成・協業に向け、事業者自身が有する強みを生かしたプ
ロジェクトの実施に取り組む必要があることから、その要件は以下のとおりである。

(ア) 東京都のスタートアップ戦略や TIB の理念を理解し、東京・日本のスタートアッ
プ・エコシステムを、東京都や他の事業者と連携して、発展させる意欲を有する。

(イ) 事業者自身の有する知見、ノウハウ及びネットワークを活かし、設え・装飾をし
たうえで、数多くのスタートアップ等がプロダクトの試作や技術実証等を行い、事
業化に加え、量産化に向けた協業先とのマッチング等を推進する力を有する。

(ウ) ものづくりスタートアップ等における、TIB 利用者や大手企業等との協業、資金
調達、市場進出、マーケティング等における課題について理解力を有する。

(エ) ものづくりスタートアップ等が円滑に製作・作業が実施できる FAB としての機能
が発揮され、かつ、人を集める設え・装飾や、ものづくりスタートアップ等の支援
の実績を有する。

(オ) プロトタイプの製作やプロダクトの試作、技術実証等を実施するものづくりス
タートアップ等への投資や協業を見込める国内外の多様な支援者等とのネットワ
ークを有する。

(カ) プロトタイプの製作やプロダクトの試作、技術実証等の様子や本プロジェクトに
よる実践事例の認知度向上・成果発信に資する発信力を有する。

(キ) 事業計画策定や進捗管理を行うとともに、都との連絡調整を円滑に行うマネジメ
ント力を有する。

(ア) FAB 環境構築のための製作機器等の提案及び整備
TIB を、ものづくりスタートアップ等のプロトタイプの製作やプロダクトの試

作、3Dprinting 等のデジタルファブリケーションによる実証フィールドとするため、製作機器等を整備し、FAB の環境を構築する。FAB の面積を考慮したうえで、ものづくりスタートアップ等の成長を支援する場として充実した環境を構築するにあたり必要な製作機器等を提案すること。ただし、製作機器等の持込み、整備は事業者の負担とする。

なお、製作機器等の整備範囲及び面積については、別紙2のとおりとする。

(イ) ものづくりスタートアップ等の育成プログラムの実施

ものづくりスタートアップ等を対象(以下「対象スタートアップ等」という。)とした、ハードウェアのライフサイクルへの理解やプロトタイプの製作、量産化、エコシステムプレイヤーとの連携・協業等につながるプログラムを実施する。対象スタートアップ等は募集・選定し、募集に際しては、TIB 利用者・関係者からの紹介も広く受け入れるとともに、選定にあたっては、公平性・公開性を確保する。募集においては、TIB のホームページを LP として活用する。

特に、対象スタートアップ等に対し、協業や出資、量産化につながるよう、TIB の利用者・関係者と連携した仕掛けを講じる。

なお、プログラム実施にあたり必要なデジタルファブリケーションの材料や機器の消耗品に係る費用は、対象スタートアップ等からの実費負担とすることを想定している。

(ウ) 本プロジェクトの発信・活性化

ものづくりスタートアップ等の活動やその結果・成果について、他のスタートアップや TIB を利用する団体・個人が、その意義や方法などを実感できるよう、効果的な手法で発信する。また、東京都においても HP 等で発信できるよう、そのコンテンツを提供する。

特に5月中旬(予定)の TIB グランドオープン時には、FAB としての活動を広く発信できるようにする。

(エ) FAB の全体運営

FAB を、ものづくりスタートアップ等がプロトタイプの製作やプロダクトの試作、3Dprinting 等のデジタルファブリケーションによる実証フィールドとして活用できるよう、全般的な運営(区画管理、清掃、施設案内、問合せ対応、FAB を運営する上で必要な官公庁協議、届出を含む)を行う。また、常駐専門技術者等を配置し、ものづくりスタートアップ等への試作品等の製作・機器レクチャー等に加え、顧客ニーズの把握や開発などに関する様々なサポート等(アドバイス、メンタリング、ワークショップ、セミナー、相談会等)を行い、ものづくりスタートアップ等を支援する。また、利用可能時間は、平日は午前10時から午後9時まで、土日祝は午前10時から午後5時までとする。(年末年始を除く)

なお、サポートの実施にあたり必要なデジタルファブリケーションの材料や機器の消耗品に係る費用は、対象スタートアップ等からの実費負担とすることを想定

している。

(オ) TIB の設え・装飾

TIB において、FAB の特性を踏まえた設え・装飾を行う。FAB はその性質上、機器の作動や工作時に作業音、振動及び粉塵等が発生し、TIB のイベントスペースやワーキングスペース等に影響を及ぼすことが想定されることから、対象箇所を施設の奥側に予定している。そのため、設え・装飾については、施設内の他のスペースへの作業音・振動・粉塵等の影響に配慮するとともに、奥まっている立地に人を集めることを踏まえる。また、TIB の理念に沿ったコンセプトのもと、別紙 3 の内容を実施する。

(カ) 事業進捗及び KPI 達成状況の報告

企画書に基づき、事業実施後、進捗状況、本プロジェクトにかかる実費額及び設定した KPI の達成状況について、都に報告する必要がある。

(3) 実施期間

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで（※ 1、※ 2）

※ 1 2024 年 5 月 14 日までには FAB の運営を開始し、期間終了まで継続的に実施する。

※ 2 期間満了の日の 1 か月前までに、都及び実施事業者のいずれかから更新しない旨の書面による申出がない場合は、当該事業に係る翌年度の予算が都議会で可決され、成立することを条件とし、期間満了の日から更に 1 年間更新され効力を有するものとし、以降も同様とする。

(4) ものづくりスタートアップ等の選定

本プロジェクト実施事業者が定めるものづくりスタートアップ等の選定について、少なくとも以下の要件を備えたものとする。

- ① 東京都内を対象として事業展開を行っていること、又は行おうとしていること。
- ② 創業前及び創業後原則 10 年以内であること。
- ③ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ウ) 民法第 90 条に定める公序良俗に反しない事業及び企業体であること。
- ④ 事業目的実現のために適当な事業者及び個人であること。
- ⑤ 本プロジェクト参加のための適切な体制を確保すること。また、本プロジェクト実施事業者との密な連携体制を確保すること。
- ⑥ 本プロジェクトの趣旨を理解し、選定期間中、意欲的かつ継続的に取り組む姿勢を示すこと。
- ⑦ ものづくりで起業を目指す者であること。

4. 東京都と本プロジェクト実施事業者との連携

(1) 公募・審査

都は、「5.(1)応募要件」を満たす事業者の提案内容を選定委員会により審査し、採択を行う。

(2) 協定の締結

都は、採択した本プロジェクト実施事業者と採択期間中の連携内容等を規定する協定を締結する。(基本協定書及び年度協定書。別紙4-1、4-2 参照)。

(3) 都の本プロジェクト実施事業者に対する支援等の内容

(ア)協定金の支払い

都は、上記3(2)エ及びオに記載するFABの全体運営、TIBの設え・装飾の実費額に関する精査を行い、また、上記3(2)イ及びウに記載するものづくりスタートアップ等の育成やエコシステムプレイヤーとものづくりスタートアップ等をつなげることで連携や協業を進め、TIBを巻き込んでエコシステム全体を拡大する取組及び本プロジェクトの発信・活性化に係るKPIの達成状況及び事業全体の成果を評価し、全体運営、設え・装飾に係る実費相当額(以下「実費相当額」という。)及びKPI設定業務に係る評価額(以下「評価額」という。)を、協定金として支払う。

※詳細については、別紙5「TIBにおけるものづくりスタートアップ等支援プロジェクト協定金支払いに係る算出方法について」参照

①全体運営、設え・装飾に係る実費相当額

都は、上記3(2)エ及びオの役割としての全体運営、設え・装飾に係る経費を精査し、実費相当額として上限10,000万円を支払う。

②KPI設定業務に係る評価額

都は、上記2(3)アの役割のうち、ものづくりスタートアップ等の育成・協業を進め、TIBを巻き込んでエコシステム全体を拡大する取組及び本プロジェクトの発信・活性化に係る経費に関し、KPIの達成状況及び事業全体の成果を評価し、評価額として基準額及び成果報酬額、上限5,000万円を支払う。

a.基準額

応募時に都及び本プロジェクト実施事業者が設定するKPI項目(※)ごとの経費となる。この経費は、KPI項目を達成するために必要な費用を考慮し、設定する。KPI項目ごとの達成状況等に応じ、支払額が変わる。

なお、基準額の上限は、4,000万円とする。

※KPI項目設定方法及び評価方法について

設定にあたり、可能な限り定量的かつ検証可能な指標を提案すること。また、KPIの達成状況及び事業全体の成果の報告は事業終了後を予定し、それに基づき評価を行う。本プロジェクト実施事業者は、上記の評価を受けるに際して、KPI項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料(各種契約書、議事録等)を都に提出する。

b.成果報酬額

KPI 評価委員会による事業全体の評価に応じ、上記基準額に上乗せして支払われる金額となる。

なお、成果報酬額の上限は、1,000 万円とする。

③支払時期

原則として、事業終了後、都より実費相当額の精査・確定及び評価額の審査を経て一括払いにより支払う。ただし、相手方の請求により、四半期ごとに、別に定める額を支払うことができるものとする。その場合、事業終了後、確定額に基づき精算する。

(イ)建物の管理

都は、施設の施錠や警備、防災設備点検等の建物管理を行う。本プロジェクト実施事業者は、設備等の利用にあたって善良な管理者の注意義務を果たし、その義務違反により生じた損害は当該事業者が補填するものとする。

(ウ)TIB ネットワークとの連携・調整等

都は、本プロジェクトがエコシステム拡大に資するよう、TIB 利用者や関係者（TIB パートナー等）のネットワークとの連携・調整を行う。また、TIB 公式のホームページや SNS 等様々な媒体での周知や発信について、本プロジェクト実施事業者と連携して行う。

5. 本プロジェクト実施事業者の応募方法

(1) 応募要件

以下の（ア）～（エ）の要件を満たす者を応募対象とする。なお、複数の事業者が提携し応募することも可能であるが、その場合は、代表事業者を決め、代表事業者が応募申請をすること（採択後、連携した複数事業者と協定を締結するが、協定金は代表事業者に支払う。）。

（ア）次のいずれかに該当すること。

- ① 株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人
- ② 特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人
- ③ 国立大学法人、公立大学法人、学校法人
- ④ 国、地方自治体、独立行政法人、公益財団法人等の公的機関
- ⑤ その他①から④に類する者として東京都が認めるもの

（イ）次のいずれにも該当していないこと。

- ① 破産手続開始の申し立てがなされたこと等により、実施事業の安定的な運営に疑義が生じていること。
- ② 法人事業税等を滞納していること。
- ③ 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行い、または将来において行うおそれがあること。

- ④ 所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（暴力団排除条例（平成 23 年条例 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）が含まれていること。また、実施事業に暴力団、暴力団員等が介入していること。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法を行うなど、公的事業の対象として社会通念上適切でないと判断されるものであること。
- ⑥ 政治活動、選挙活動、または、宗教活動を目的とする法人であること。
- ⑦ 国、地方自治体、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがあること。

(ウ)機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。

(エ)その他、上記 3（１）に記載する要件を有すること。

(2) 募集受付期間

2024 年 2 月 27 日（火）から同年 3 月 18 日（月）17 時まで

(3) 質問の受付

本事業に関する質問については、下記アドレスまで電子メールで受け付ける。（締め切り：2024 年 3 月 11 日（月）

メールアドレス：S1130102@section.metro.tokyo.jp

(4) 応募様式提出前の意向表明

応募する意向がある事業者は、2024 年 3 月 5 日（火）12 時までに事業提案書提出意向表明届を電子メールで提出する。

なお、意向表明届は事前に事業者の応募意向を確認する趣旨であり、意向表明後の応募辞退を妨げない。

(5) 説明会の開催

(4)の意向表明届を提出した事業者を対象に、2024 年 3 月 6 日（水）又は 7 日（木）に TIB2 階で説明会（1 時間程度）を実施し、追加の資料を配布する。開催日時等は個別に案内する。

(6) 応募様式の提出

下表で指定する応募書類※の電子データを「9. 申込・問い合わせ先」担当宛にメールで送付する（合計データ容量が 10MB を超える場合はデータを分けて送付）。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンの上、PDF ファイルにて送付する（紙の提出は不要）。なお、応募書類の提出後、2 日（土日祝日除く）経過しても、事務局より応募受付完了のメールが届かない場合、「9. 申込・問い合わせ先」まで電話にて連絡すること（応募受付完了のメールが到着するまでは、応募受付完了となり

ませんのでご注意ください)。

※応募様式は、以下のホームページからダウンロード可

<https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/tokyo-innovation-base-fp4>

No	書類	様式	提出形式
1	企画書（注1）	任意様式	PDF
2	応募フォーム	指定様式	Excel
3	様式1 KPI 設定説明書	指定様式	Excel
4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の類（写）	—	PDF
5	事業者概要資料（既存の会社概要や定款等）	任意様式	PDF
6	体制図（複数の事業者が連携して協定事業に取り組む場合は、その役割分担を示した資料） （図表等を含めて簡潔に記載）	任意様式	PDF

注1：持込み製作機器等の一覧及び設え・装飾に係るレイアウト図、内装等設計資料を含むプレゼンテーション審査にて使用する想定

6. 審査の流れ

（1）審査方法

一次書類審査及び、有識者等で構成される審査会によるプレゼンテーション審査の二段階で審査を行う。

なお、プレゼンテーション審査は一次書類審査を通過した応募者のみを対象とし、2024年3月25日(月)(予定)に行う。詳細は応募いただいた方に別途都より連絡する。

（2）審査基準

以下の基準 No.1～11 に基づき、点数は合計 100 点満点で審査を行う。

No	項目	内容
1	企業情報	・ 事業内容 ・ 財務情報 等

2	実施計画・実施体制（10 点）	・ プロジェクト実施にあたり具体的かつ実効性の高い計画か ・ 都からの協定金以上の成果を創出できる計画となっているか ・ ものづくりスタートアップ等の育成及びネットワーク拡大の場を提供できる体制を、連携・協力する事業者等により構築しているか
3	事業への理解（10 点）	・ 都のスタートアップ戦略や TIB の理念及びそれを踏まえた本プロジェクトの趣旨を理解しているか ・ ハードウェアのライフサイクルについて十分な理解があるか ・ ものづくりスタートアップ等における、プロトタイプ製作やプロダクトの量産化、大手企業等との協業、事業化等における課題を理解しているか
4	KPI 及び事業目標設定の妥当性（10 点）	・ 本事業の実施方針に資する KPI 及び事業目標が設定されているか ・ 事業の目標値は現実的かつ到達可能な設定となっているか ・ 事業計画と事業の目標値に大きな乖離がないか
5	製作機器等の提案及び整備（10 点）	・ ものづくりスタートアップ等の成長を支援する場として充実した環境を構築するための製作機器等の提案、整備内容となっているか
6	ものづくりスタートアップ等の育成プログラムの妥当性（15 点）	・ 製品企画の作り方、ハードウェアのライフサイクルの理解、プロトタイプの製作、量産化等、対象スタートアップ等の育成につながる取組となっているか ・ 対象スタートアップ等とエコシステムプレイヤーとの連携・協業につながる取組となっているか ・ TIB の利用者・関係者と連携した仕掛けを講じているか ・ 事業目的に即した選定方針になっているか

7	FAB の全体運営（15 点）	・ ものづくりスタートアップ等が利用しやすく、安全に製作や試作等をできるオペレーションや取組をしているか ・ ものづくりスタートアップ等のニーズに応じ、支援につながるサポート等(アドバイス、ワークショップ等)を実施しているか ・ 海外からの利用者を想定しているか
8	設え・装飾の計画の妥当性（15 点）	・ 奥まっている立地に人を集め、かつ、TIB のコンセプトを踏襲した設え・装飾としているか ・ TIB 内の他のスペースへの作業音、振動及び粉塵等の影響や TIB のストックヤードへの侵入防止等に配慮しているか ・ デジタルファブリケーションの特性を踏まえ、かつ、専門技術者による支援等のオペレーションが可能か
9	発信力（5 点）	・ 本プロジェクトの認知度向上に向けたブランディングや P R などの実行が可能か ・ 効果的な情報発信のためのターゲットや手法、媒体の知識・ノウハウ等を有しているか
10	管理・調整力（5 点）	・ プロジェクトを円滑に進めるマネジメント力を有しているか ・ スタートアップエコシステムの関係者や専門家等と連携が可能か
11	本事業目的への適合性（5 点）	・ 公的支援を受けるに相応しい本事業目的の実現に資する事業内容であるか

※採用最低基準を設定する

各審査項目について、全委員の評価点平均が、各項目に記載された配点の 4 割以上であること。

（3）採択の決定

選定委員会による審査を踏まえ、高い得点を得た応募者 1 者を採択する。

7. 留意事項

- （1）本プロジェクト実施事業者は、支援の実施にあたり、本要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要がある。

- (2) 応募に要する費用について、都は負担しない。
- (3) 応募様式等は日本語で記載すること。
- (4) 都と本プロジェクト実施事業者との経費に関する覚書の締結は、当該事業に係る令和6年度の予算が都議会で可決され、成立することを条件とする。
- (5) 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、都より公表される可能性がある。
- (6) 採択企業及び対象スタートアップ等には、都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等のためにご協力いただく場合がある。
- (7) 以下の場合には審査対象外とする場合がある。
 - ・ 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れのある場合
 - ・ 応募内容に不備がある場合
 - ・ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他都に対して虚偽の申告を行った場合
 - ・ 出資関係にある企業やグループ企業等の特定の企業群の利益のみを図る事業内容となっている場合
- (8) 応募にあたって提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する都として必要な範囲で共有、利用される。個人情報を含む情報は事前の承認なく第三者に提供することはない。

8. 関係資料

- ・ 東京都スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」

https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/startupandglobalfinancialcity/sustrategy_japanese-pdf

- ・ Tokyo Innovation Base ホームページ

<https://tib.metro.tokyo.lg.jp/>

9. 申込・問い合わせ先

東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部スタートアップ推進課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎14階北側

電話番号：03-5388-2106

メールアドレス：S1130102@section.metro.tokyo.jp

企画書に関する留意事項

(1) 様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A4 横で作成すること。A4 横のプラットフォームに両面印刷で綴じ込むため、その点留意すること。ただし、応募書類送付時には PDF 形式として送付すること。

(2) 留意事項

(ア) 表紙を作成すること。

(イ) 目次を記載すること。

(ウ) 提案事項の全体をまとめた概要を 2 頁以内で記載すること。概要は、採択時に公表されても問題ないものとする。

(エ) プレゼンテーション審査において、主として使用する部分（企画書本体部分）は表紙・目次・中扉・概要を除いて 30 頁以内とすること。企画書本体のほかに補足説明用の部分（企画書付属部分）を企画書に含めることは妨げないが、企画書全体として 100 頁を超えないこと（表紙、目次、概要は除く）。

(オ) ページ番号を記載すること。

(カ) フォントは自由とするが企画書の本文記載は 10 ポイント以上とすること（付属図表等に関する文字の大きさはこの限りではない）。

(キ) 各ページ右肩に当該頁が応募フォームのどの項目に該当する事項に関する記述なのか項目番号を示すこと。

(ク) 使用する言語は日本語とする。

(ケ) 表紙には、表題として「TIB におけるものづくりスタートアップ等支援プロジェクト実施事業者 企画書」と記載すること。

(コ) 個人名や会社名を記載しないようにすること。

(サ) 提出された企画書は返却しないものとする。

(シ) 企画書の作成及び提出に必要な一切の経費は応募者の負担とする。

(ス) 企画書に記載された提案内容に係る一切の経費は全て事業提案額に含める。

(セ) 企画書作成に当たって第三者の著作権等に抵触する恐れのあるものは、応募者の責任において、適正に処理すること。

(3) 企画書に盛り込むべき内容

【全般的事項】

(ア) 都の戦略や TIB の理念、事業目的に適した提案内容とすること。

(イ) 本業務を実施するにあたっての体制（外部の主体も含む）

(ウ) FAB の全体運営の実績や設え・装飾、ものづくりスタートアップ等の支援等、本業務を実施するに相応しい業務実績等

【業務内容に係る事項】

- (ア) FAB の全体運営、設え・装飾、ものづくりスタートアップ等の育成プログラムの実施及びネットワーク拡大などに係るスケジュール
- (イ) 本事業を通して達成したい目標
- (ウ) 製作機器等の提案内容
- (エ) 対象スタートアップ等の募集及び選定方針・方法
- (オ) FAB の運営方法及び効果の見込み
- (カ) TIB のネットワークを活用した、ものづくりスタートアップ等の連携や協業につながる仕掛け
- (キ) TIB プログラムとしての本事業の認知度向上のためのブランディングや PR 方策
- (ク) 持込み製作機器等の一覧及び設え・装飾に係るレイアウト図、内装等設計資料
- (ケ) 都からの協定金以上の成果を創出するための具体的方策

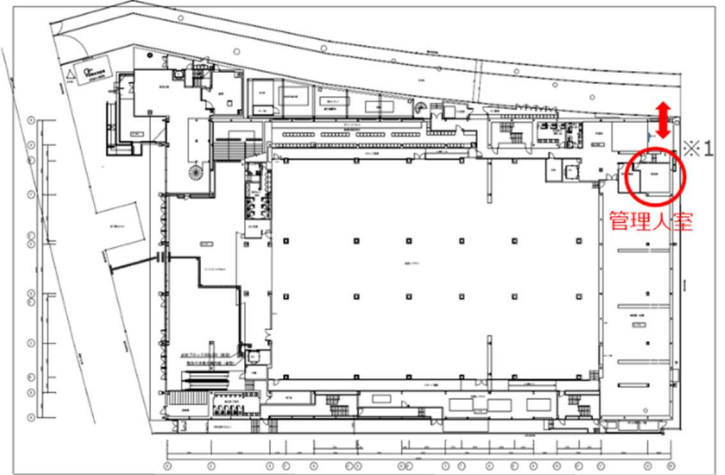
TIB におけるものづくりスタートアップ等支援
プロジェクト実施事業者 公募要項

対象建物



住所：東京都千代田区丸の内3-8-3

案内図 (S : NS)

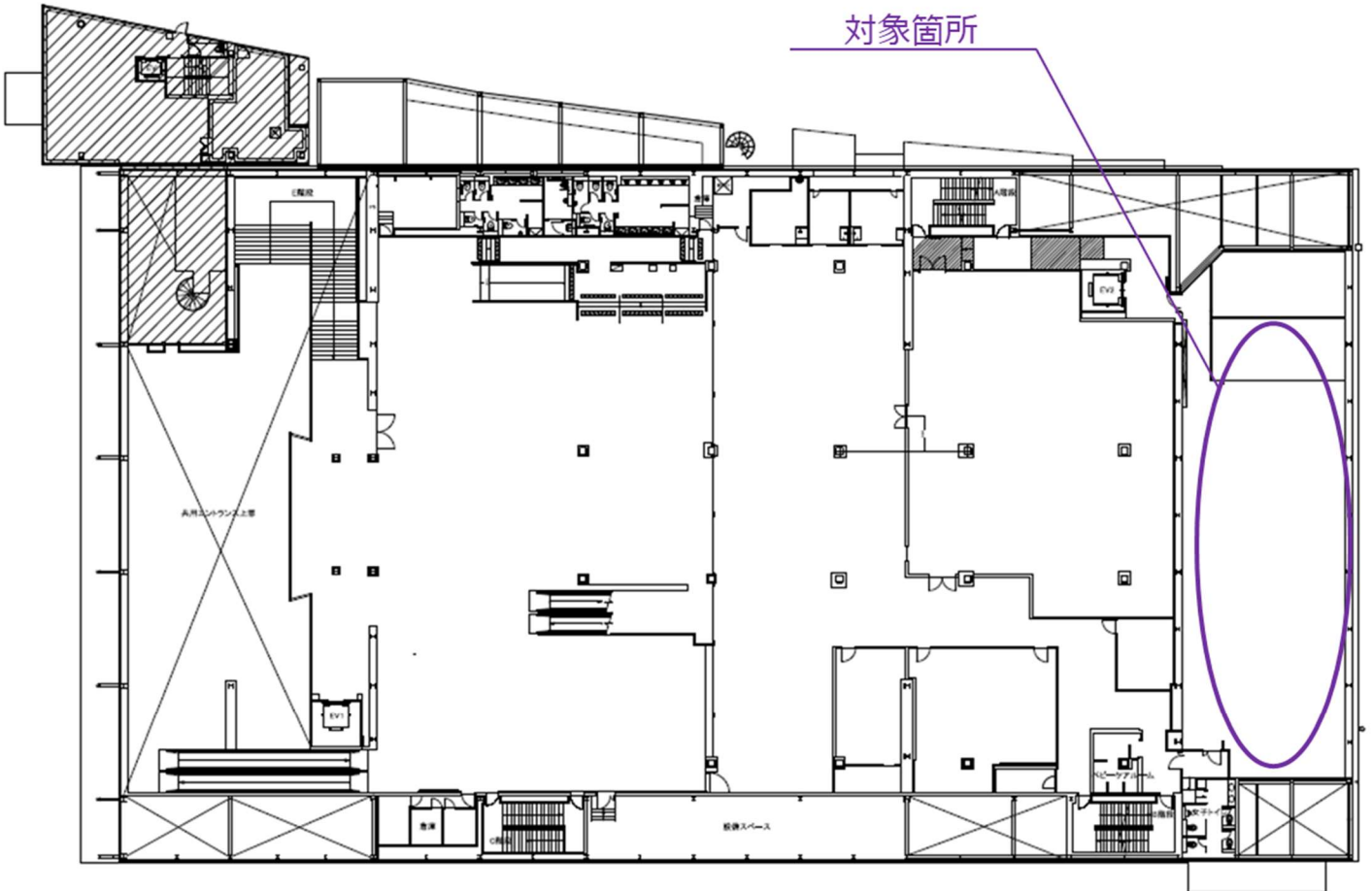


配置図兼1階平面図 (S : NS)

凡例：— 出入口

※1 管理人室にて名簿等に必要事項を記入し、受付してから入退室すること。

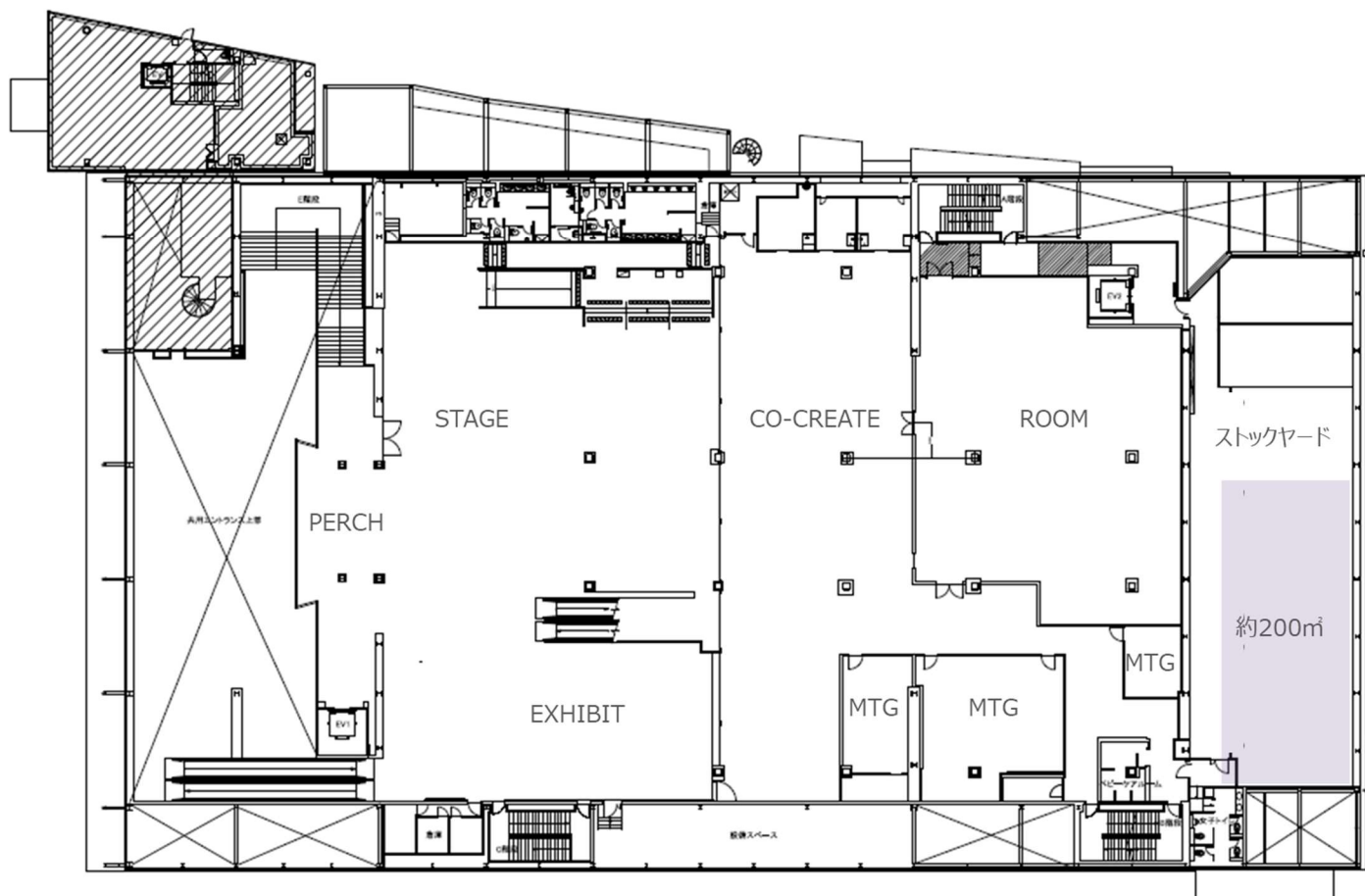
対象箇所



2階平面図 (S : NS)

TIB におけるものづくりスタートアップ等支援

プロジェクト実施事業者 公募要項



：製作機器等整備範囲

TIB 2階平面図(S:NS)

TIB におけるものづくりスタートアップ等支援

プロジェクト実施事業者 公募要項

1. 設え・装飾を実施する施設(FAB)の概要

ものづくりスタートアップ等がプロトタイプの製作やプロダクトの試作、3Dprinting 等のデジタルファブリケーションによる実証等を実施できるスペース

2. 設え・装飾の内容

- (1) レイアウト設計
- (2) 内装整備
- (3) 造作壁整備
- (4) 造作家具整備
- (5) サイン整備
- (6) 電気設備等整備
- (7) その他 FAB として必要な整備
- (8) 諸官公庁協議等

なお、整備する仕上材、什器等は新品であること。

3. 設え・装飾にあたっての注意事項

(1) 諸官公庁協議

該当エリアについては、建築基準法上の事務所用途に該当する点に留意する。造作壁等の新設に伴う防災設備等の設置にあたっては、諸官庁との協議・届出を行い、整備完了時期が遅れないように全体スケジュールを鑑みながら実施すること。

(2) 作業時間の調整

作業及び搬出入等の時間帯については、原則 22 時 30 分から翌日 9 時 30 分まで（準備、清掃、後片付け、撤収を含む。）とする。

ただし、著しい騒音や粉塵、臭気等が発生しない作業については、開館時間内の作業も実施できる。

(3) 搬出入及び作業車両について

搬出入車両は、配置図北側の敷地内通路から進入し、管理人室前の搬出入口に停車し、搬出入を実施する。また、作業用の車両については、上記敷地内通路に駐車できる。ただし、別途実施される保守や点検等により駐車状況が変更となるため、事前に調整すること。

(4) 施設内の養生の実施

搬出入経路については、EV カゴ内を含め養生を行うこと。また、作業に応じて施設内にも養生しながら作業にあたること。なお、奥まった立地に人を誘導するための

設え・装飾を FAB 以外の施設内のスペースに実施する場合には、日中のイベント実施を考慮した養生を行い、イベント内容によっては架け払いが発生するものとする。

(5) スtockヤードへの動線等の確保

FAB として利用するエリア付近には、TIB で使用する予備の備品を保管しているストックヤードがあるため、ストックヤードへの通路の確保やセキュリティの確保等、TIB の運用面に配慮した計画とすること。